

譲渡人の数が多い場合

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

平成24年 2月 1日

(あて先) 千葉県農業委員会会長

譲受人 株式会社 稲毛
(借人) 代表取締役 稲毛 次郎

代表者印

譲渡人 千葉 一郎 他3名
(貸人)

印

次のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

1人目の印

1 当事者の氏名(名称及び代表者の氏名)、住所(主たる事務所の所在地)及び職業(業務の内容)

当事者の別	氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	職業(業務の内容)
フリガナ	イナゲ		
譲受人(借人)	株式会社 稲毛 代表取締役 稲毛 次郎	千葉市中央区千葉港1番1号 シーサイドコーポ9909号	不動産業
フリガナ			
譲渡人(貸人)	別表1のとおり		

2 土地の所在、地番、地目及び面積並びに所有者及び耕作者の氏名・住所

土地の所在	地番	地目		面積(m ²)	所有者の氏名・住所		
		登記簿	現況		耕作者の氏名・住所		
千葉市 若葉区 若葉町9丁目	899番8	畑	畑	800	譲渡人と同じ 別表1のとおり		
以下余白							
計	800	m ²	(田	0	m ² ・畑	800	m ²)

継続用紙(別表)を利用してください。
(継続用紙は、届出書裏面印刷、別紙印刷いずれも可。ただし、別紙の場合は、届出書にホッチキス等で留め、届出書と同じ当事者全員の印鑑で割印を押してください。)

欄の行数を増やす等により、本表内に収めても構いません。

3 権利の設定、移転しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他
所有権	設定 移転	受理通知後	永久	

4 転用計画

転用の目的	工事着工時期	工事完了時期	開発許可を要しない転用行為にあつては都市計画法第29条第1項の該当号	
宅地	平成24年 2月10日	平成24年10月10日		
建築物の名称及び構造	棟数	延床面積	取水及び排水施設	
一般個人住宅	木造2階建て	5	500	水道・下水道

5 転用することによって生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要

フェンスブロックを設置し、被害が出ないようにします。

届出書持参者氏名 稲毛 三郎 電話番号 043-245-5767

(継続用紙)

持分全部を譲渡する場合は、各譲渡人の持分の記入は不要

【別表1】

当事者の別	氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	職業 (業務の内容)
譲渡人 耕作者	<フリガナ> チバ イチロウ 千葉 一郎 ㊞	千葉市若葉区若葉町9丁目 899番地1	農業
譲渡人	<フリガナ> チバ ジロウ 千葉 次郎 ㊞	東京都中央区銀座20丁目 99番9号	会社員
譲渡人	<フリガナ> チバ サブロウ 千葉 三郎 ㊞	千葉市中央区中央9丁目 99番9号	公務員
譲渡人 耕作者	<フリガナ> チバ シロウ 千葉 四郎 ㊞	千葉市若葉区若葉町9丁目 899番地1	農業
以下余白	2人目以降の印		
	本件は、譲渡人多数の場合なので、「譲渡人」と記入。 必要に応じ、「耕作者」等も記入。		

【別表2】

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有者の氏名・住所
		登記簿	現況		耕作者の氏名・住所
以下余白					
計	㎡ (田	㎡・	畑	㎡)	

(注) 継続用紙は、届出者や土地所有者が複数いる場合、筆数が多く記載しきれない場合など、必要に応じて利用してください。(届出書裏面印刷、別紙印刷いずれも可。ただし、別紙の場合は、届出書にホッチキス等で留め、届出書と同じ印鑑で割印を押してください。)